

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)素案 用語説明

項番	記載頁	事項	記載箇所	用語説明
1	1頁	特定個人情報ファイル	表紙(宣言文)	個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいい、個人情報を含む情報の集合物であって、その情報を検索することができるように体系的に構成したものです。
2	1頁	特定個人情報保護委員会	表紙	個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを任務として平成26年1月1日に設立された内閣府の外局です。
3	3頁	地方公共団体情報システム機構(機構)	I-1. ②事務の内容	地方公共団体情報システム機構法に基づき、平成26年4月1日に設立され、住民基本台帳法や番号法に基づく事務を処理する等の事務を行う法人です。
4	4頁	住基ネットGWシステム	I-2. システム2 ①システムの名称	住基ネットGW(ゲートウェイ)システムは、住民記録システムと住基ネットシステムを庁内専用回線で繋ぐためのシステムです。
5	4頁	住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)システム	I-2. システム3 ①システムの名称	平成14年に住民基本台帳法に基づき、住民の利便性の向上と行政の合理化に資するために設置された全国的なコンピューターネットワークのことです。 住基ネットシステムに記録される項目は、個人番号の他に法律で定められている氏名・住所・性別・生年月日・住民票コード・これらの変更情報に限られます。
6	4頁	市区町村CS	I-2. システム3 ①システムの名称	市区町村CS(コミュニケーションサーバ)は、住民基本台帳事務のためのコンピュータと住基ネットシステムとの橋渡しをするために設置するコンピュータのことです。
7	4頁	本人確認情報	I-2. システム3 ②システムの機能	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うために用いられるものであり、「個人番号」「4情報(氏名、性別、生年月日および住所)」「住民票コード」を合わせたものです。 ・「個人番号」:平成27年10月以降、国民に一人ひとつ付番される12桁の番号。 ・「住民票コード」:住基ネットにおいて全国共通の本人確認を行うにあたって必要不可欠な11桁の番号。平成14年から付番されています。

8	5頁	中間サーバー	I-2. システム5 ①システムの名称	情報提供ネットワークシステムと庁内連携システムを接続するシステムです。地方公共団体情報システム機構が整備を進めています。
9	5頁	情報提供ネットワークシステム	I-2. システム5 ②システムの機能	国や他機関との間で番号法により情報連携するためのシステムであり、総務大臣が設置・管理するものです。
10	16頁	特定個人情報の提供・移転	II-5. 特定個人情報の提供・移転	提供: 番号法に基づき、品川区が所持する特定個人情報を品川区外の機関に供与することです。 移転: 番号法に基づき、特定個人情報について品川区内の他部署(住基事務以外の事務を処理する部署)の使用に供することです。
11	42頁	アクセスログ	III-2. リスク2	コンピュータを操作して、データを参照したり更新したりする際の操作者や参照データについての情報の記録をいいます。
12	48頁	ウイルスパターン更新 (パターンファイルの更新)	III-7. リスク1 ⑥技術的対策	コンピュータウイルスを駆除するために駆除ファイルを日々新しいパターンへ更新することをいいます。
13	48頁	セキュリティパッチ	III-7. リスク1 ⑥技術的対策	コンピュータで使用しているOS等にセキュリティ上脆弱性が発見された際に、問題を修正するためのプログラムをいいます。
14	54頁	ファイアウォール	III-7. リスク1 ⑥技術的対策	ファイアウォールは、ネットワークを内部と外部に分ける部分に設置し、外部からの通信を制御することで内部ネットワークの安全性を高めるものです。